

特別養護老人ホーム 豊幸の郷石井 * サービス料金表 *

Ver.260801

*** 施設入所利用料金(日額)** * 介護報酬単価 * 一単位 = 10.27円 令和8年8月1日現在
* 施設・ショート共に介護保険負担割合が2又は3割の方は、以下各表の2の金額が2又は3倍になります。

(福祉施設Ⅰ・Ⅱ)	個 室(従来型)					多 床 室				
要介護度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1. 介護保険給付サービスの利用料	7,753円	8,595円	9,479円	10,321円	11,163円	7,753円	8,595円	9,479円	10,321円	11,163円
2. 上記における利用者自己負担額(1割)	776円	860円	948円	1,033円	1,117円	776円	860円	948円	1,033円	1,117円
3. 食 費(1日単位)	1,800円					1,800円				
4. 居 住 費	1,231円					915円				
5. 自己負担額合計(2+3+4)	3,807円	3,891円	3,979円	4,064円	4,148円	3,491円	3,575円	3,663円	3,748円	3,832円

* 1.については、日常生活継続維持加算(36単位)、夜勤職員配置加算Ⅰ(13単位)、看護職員体制加算Ⅰ(4単位)、介護職員等処遇改善加算Ⅰ(施設サービス費総単位数の17.6%)が含まれています。

* 1.について、生産性推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。

* 上記加算以外にも、サービス提供内容に応じて、介護保険法に基づいた加算がされることがあります。

* 3. 4. については住民税非課税者(世帯)を対象とした減額制度がございます。介護保険者の発行する認定証(介護保険負担限度額認定証)のご提示があれば、認定内容に応じて下表のような自己負担額となります。

* 上記の他、任意で貴重品管理サービス(80円/日)もございます。

*** ショートステイ利用料金(日額)** * 介護報酬単価 * 一単位 = 10.33円

(併設短期生活Ⅱ)	個 室(従来型)					多 床 室				
要介護度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1. 介護保険給付サービスの利用料	7,551円	8,398円	9,276円	10,133円	10,970円	7,551円	8,398円	9,276円	10,133円	10,970円
2. 上記における利用者自己負担額(1割)	756円	840円	928円	1,014円	1,097円	756円	840円	928円	1,014円	1,097円
3. 食 費(1日合計)	1,800円					1,800円				
4. 滞 在 費	1,231円					915円				
5. 自己負担額合計(2+3+4)	3,787円	3,871円	3,959円	4,045円	4,128円	3,471円	3,555円	3,643円	3,729円	3,812円

(併設予防短期生活Ⅱ)	個 室(従来型)			多 床 室		
要介護度	要支援 1	要支援 2		要支援 1	要支援 2	
1. 介護保険給付サービスの利用料	5,547円	6,890円		5,547円	6,890円	
2. 上記における利用者自己負担額(1割)	555円	689円		555円	689円	
3. 食 費(1日合計)	1,800円			1,800円		
4. 滞 在 費	1,231円			915円		
5. 自己負担額合計(2+3+4)	3,586円	3,720円		3,270円	3,404円	

* 1.については、サービス提供体制強化加算Ⅲ(6単位)、介護職員等処遇改善加算Ⅰ(施設サービス費総単位数の17.6%)が含まれています。また、要介護①～⑤の方は、夜勤職員配置加算Ⅰ(13単位)も含まれています。

* 1.について、生産性推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。

* 3. 4. については住民税非課税者(世帯)を対象とした減額制度がございます。介護保険者の発行する認定証(介護保険負担限度額認定証)のご提示があれば、認定内容に応じて下表のような自己負担額となります。

* 実態に応じて送迎加算(片道184単位)が加算されます。

* 上記加算以外にも、サービス提供内容に応じて、介護保険法に基づいた加算がされることがあります。

* 要支援1・2の方は介護予防サービス、それ以外の方は介護サービスでのお取り扱いとなります。

*** 所得段階ごとの利用者負担限度額(単位:円/日)** ショートステイ(SS)においては居住費を滞在費と置き換えて下さい

○利用者負担第一段階

	居住費	食費
個室	¥380	¥300
多床室	¥0	
・生活保護受給者		

○利用者負担第二段階

	居住費	食費	SS食費
個室	¥480	¥390	¥600
多床室	¥430		

・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を
含む）が市民税非課税
 ・本人の年金収入額（非課税年金も含む）+
その他の合計所得金額が年額82.65万円以下
 下
 ・預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650
万円）以下

○利用者負担第三段階①、②

	居住費①	居住費②	食費	SS食費
個 室	¥880	¥980	①¥680	①¥1,030
多床室	¥430	¥530	②¥1,420	②¥1,360
・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税 ・本人の年金収入額(非課税年金も含む)+その他の合計所得金額が年額①【82.65万円越120万円以下】②【120万円越】 ・預貯金等の合計が①【550万円(夫婦は1,550万円)】②【500万円(夫婦は1,500万円)】以下				

第一、第二、第三段階のいずれにも該当しない方(課税の方)⇒減額対象となりません。

* 認定を受けていても、介護保険負担限度額認定証のご提示が無い場合は、減額の対象とはなりませんので、ご注意ください。